

役員報酬並びに評議員の日当等に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鳥取家政学園(以下「法人」という。の寄附行為第36条の規定に基づき、役員報酬並びに評議員の日当等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員理事とは、前1号の理事のうち学園の職員としての立場を有する者をいう。
- (3) 評議員とは、寄附行為第22条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、金銭の給付をいう。
- (5) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。また、旅費と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員は、報酬を支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は別表1に定める額とし、理事会において決定する。

(評議員会の日当等の支給)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、日当として1回につき2,000円と出席旅費を支給することができる。その計算方法は、法人の旅費支給内規に準ずる。ただし、理事を兼務する評議員および監事、職員としての立場を有する評議員に対しては、これらを支給しない。

(役員の旅費等)

第6条 役員が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人の運營業務のために出張する場合は、旅費を支給することができる。その計算方法は、法人の旅費支給内規に準ずる。

(報酬及び日当等の支給方法)

第7条 役員報酬は、毎年2回(9月・3月)に現金で支給するものとする。ただし、職員理事については毎年1回(3月)に現金で支給するものとする。

- 2 評議員の日当及び出席旅費は、業務にあたった都度遅滞なく現金で支払うものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議によって行なう。

附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規定は令和4年10月1日より施行する。

別表1(役員の報酬 職員理事)を改正する。

別表1(役員の報酬)

役 職 名	報酬の額(年額)
理 事 長	576,000円
理 事	192,000円
職 員 理 事	144,000円
監 事	192,000円